

事務連絡

平成24年2月1日

都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法担当課 御中

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の 施行について

日頃より使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、使用済自動車の適正処理における安全性を確保し、また中古車輸出に係るリサイクル料金返還手続きの円滑化等を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）の改正を行いました。省令については、平成24年1月31日に公布され、同年2月1日に施行されたのでお知らせいたします。改正事項は別紙のとおりです。

### <連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

担当：豊住、高林

TEL: 03-3581-3351（内線 6828）

E-mail: [hairi-recycle@env.go.jp](mailto:hairi-recycle@env.go.jp)

経済産業省製造産業局自動車課

担当：三井田、橋本

TEL: 03-3501-1690（直通）

E-mail: [a-recycle@meti.go.jp](mailto:a-recycle@meti.go.jp)

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正事項について

### 1. 車載用のリチウムイオン電池等の取扱いについて

#### (1) 現行制度概要

解体業者が使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して利用できる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならないとされている（法第16条第1項）。

解体工程における再資源化は、主務省令で定める基準に従い、行わなければならないとされており（法第16条第2項）、事前回収物品については、鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができるものに引き渡すこと、と規定している（省令第9条第2号）。

#### (2) 改正案の内容

事前回収物品に、リチウムイオン電池及びニッケル・水素電池を追加する。

#### (3) 改正理由

事前回収物品は、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用に資することに加え、解体工程で回収しない場合には、その後の破碎工程での再資源化が困難となり、また、ASR（自動車破碎残さ）の量が増加し、技術的にASRのリサイクルも困難なものとなるため、解体工程での回収を義務づけている。

リチウムイオン電池を搭載したハイブリッド自動車や電気自動車については、近年市販が開始され、今後使用済自動車の発生量の増大が見込まれるところ、リチウムイオン電池は可燃性の電解液を使用しているため、破碎時に破裂・発火の危険性があり、破碎前に取り外す必要がある。

また、ニッケル・水素電池を搭載したハイブリッド自動車については、既に10年以上前から普及しており、ニッケル・水素電池は、有価で取引されているため解体工程において解体業者が自主的に回収をしている現状があるものの、アルカリ性の電解液を使用しており破碎時の作業安全上の危険性を否定できないため、制度上確実な回収を明確化する必要がある。

以上のことから、車載用のリチウムイオン電池及びニッケル・水素電池を事前回収物品に追加する。

なお、8月23日に開催した、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル

専門委員会合同会議（第 29 回）にて、上記事項について審議を行ったところ、事前回収物品に追加指定することは妥当であるとの提言を受けている。

## 2. 輸出取戻しに係る手続きの円滑化等について

### (1) 現行制度概要

自動車の所有者は、新車の新規登録を行う際にリサイクル料金（再資源化預託金等をいう。以下同じ。）を預託し、使用済みとなった際の特定再資源化等物品（フロン類、エアバック及び自動車破碎残さ）の再資源化費用に充てることとされている。（法第 73 条第 1～第 4 項）

このリサイクル料金については、当該自動車を中古車として輸出した場合等預託しておく必要がなくなった場合には、自動車の所有者はこれを取り戻すことができることとされている（法第 78 条第 1 項。以下「輸出取戻し」という。）。

その申請に際して添付を要する書類としては、下記のとおり定めている（省令第 76 条第 2 項）

- 一 輸出許可証の写し
- 二 船荷証券又は船舶による運送契約に関する書類の写し
- 三 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の写し

### (2) 改正案の内容

省令第 76 条第 2 項に定める輸出取戻しの申請の際に添付を要する書類について、運送契約に関する書類として「航空機による運送契約に関する書類」を追加するとともに、輸出時点の所有者を証する書類として「登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書」を追加する。

### (3) 改正理由

#### ① 航空機による運送契約に関する書類の追加について

輸出取戻しは、主として船舶による運送を想定して制度を構築しているため、運送契約を証する必要な書類として船舶に関する書類のみを認めている。しかし、海外の自動車メーカーが日本国内で新車のテスト走行を実施する事例など、航空機輸送により輸出入を行う場合があり、制度の趣旨にかんがみれば、輸送手段によって輸出取戻しを認めるか否かを区別する必要はないため、航空機輸送の場合も輸出取戻しを認めるべきである。

このため、運送契約を証する書類として、航空機による運送契約に関する書類を追加する。

#### ② 登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書の写しの追加について

当該自動車の輸出時点の所有者を確認するための必要書類として、輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書を規定している。しかし、これらは通関時の

確認書類として用いるものであり、輸出後には手続上の必要がないことから再発行されないため、当該書類を紛失した場合は輸出取戻しが不可能となっている。

このため、自動車輸出時の所有者を確認するための必要書類として、輸出後の紛失時にも再発行が可能な書類である登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書（輸出が予定されている旨、又は輸出された旨が記載されたものに限る）を追加する。

なお、本措置により東日本大震災により輸出抹消仮登録証明書等を紛失した者も輸出取戻しが可能となる。

○ 経済産業省  
環境省 令第一号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第十六条第二項及び第七十八条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

経済産業大臣 枝野 幸男

環境大臣 細野 豪志

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年

経済産業省  
環境省

令第七号）の一部を次のように

改正する。

第九条第二号中「使用済自動車から鉛蓄電池」の下に「、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池」を

加える。

第七十六条第二項第二号中「その他船舶」を「その他の船舶」に改め、「書類」の下に「又は航空機による当該自動車の運送の契約に関する書類」を加え、同項第三号中「同法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し又は同法第十六条第五項若しくは第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し」を「次に掲げるいずれかの書類」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該自動車の道路運送車両法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し

ロ 当該自動車の道路運送車両法第十六条第五項又は同法第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届

出証明書の写し

ハ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出産された旨が記載された道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書の写し

ニ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出産された旨が記載された道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の二に規定する検査記録事項等証明書の写し

## 附 則

この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（解体業者による再資源化に関する基準）</p> <p>第九条 法第十六条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>（再資源化預託金等の取戻し）</p> <p>第七十六条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該自動車の船積があつた旨が記載された船荷証券その他の船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類又は航空機による当該自動車の運送の契約に関する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>三 当該自動車が道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、次に掲げるいずれかの書類</p>	<p>（解体業者による再資源化に関する基準）</p> <p>第九条 法第十六条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>（再資源化預託金等の取戻し）</p> <p>第七十六条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該自動車の船積があつた旨が記載された船荷証券その他の船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>三 当該自動車が道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、同法第十五条の二第二項に規定</p>

イ 当該自動車の道路運送車両法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し

ロ 当該自動車の道路運送車両法第十六条第五項又は同法第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し

ハ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出出された旨が記載された道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書の写し

ニ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出出された旨が記載された道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の二に規定する検査記録事項等証明書の写し

する輸出抹消仮登録証明書の写し又は同法第十六条第五項若しくは第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し